

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を令和八年九月十日認可した。

令和八年九月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

美里第二土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県児玉郡美里町